

# 市職員の給与等を公表します

市では、職員の給与制度とその運用状況を公表しています。市職員の給与は地方公務員法の規定により、生計費及び国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮し、市議会の議決を経て定められています。地方自治の基本理念である「最少の経費で最大の効果」が得られるよう、地域経営の視点で地域の豊かさを創出しつつ、適正な定員管理による人件費の抑制にも努め、市政運営を行っています。

# ■職員給与の概要

(令和7年10月現在)



区分	期末	勤勉	合計
6月期	1.25か月分 (0.7か月分)	1.05か月分 (0.5か月分)	2.3か月分 (1.2か月分)
12月期	1.25か月分 (0.7か月分)	1.05か月分 (0.5か月分)	2.3か月分 (1.2か月分)
年間合計	2.5か月分 (1.4か月分)	2.1か月分 (1.0か月分)	4.6か月分 (2.4か月分)

※職務段階に応じた加算措置あり  
※( )は再任用職員の支給月数

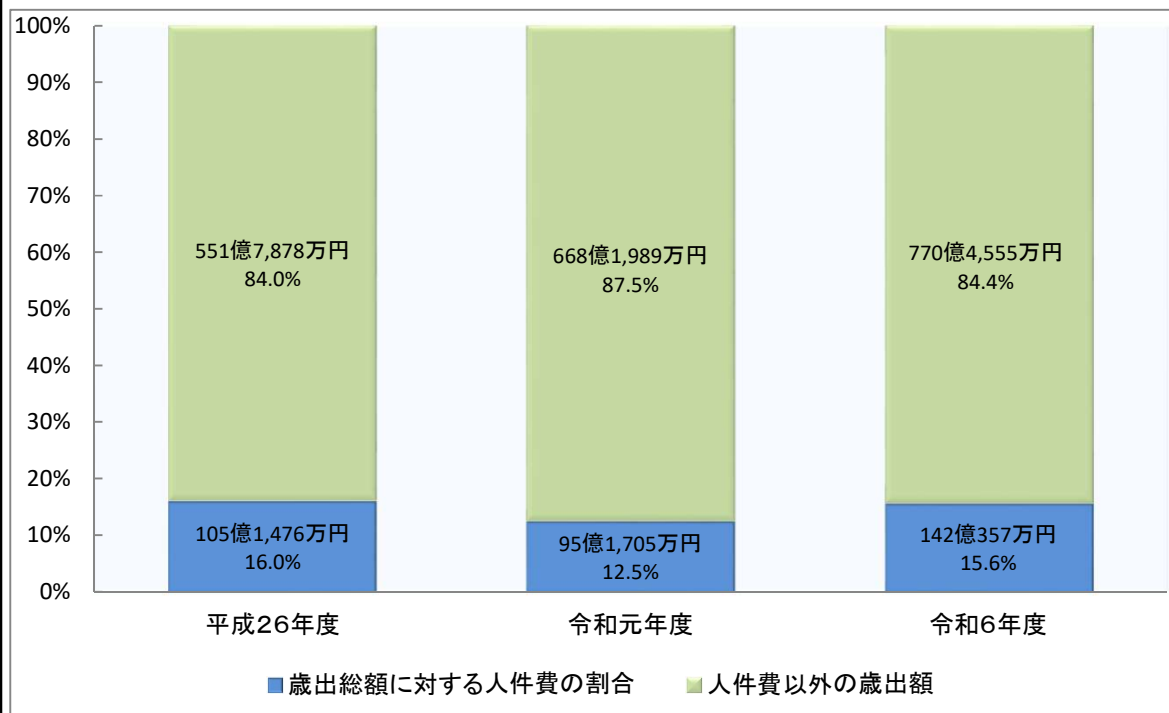
### 退職時に支給される手当

区分	自己都合	定年・勲奨
勤続20年	19.6695か月分	24.586875か月分
勤続25年	28.0395か月分	33.27075か月分
勤続35年	39.7575か月分	47.709か月分
最高限度	47.709か月分	47.709か月分
加算措置	なし	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)
令和6年度退職者 1人あたり平均支給額等 (※一般会計職員のみ)	334万0.000円 (平均勤続年数9年7か月)	1,724万0.000円 (平均勤続年数28年10か月)

※退職手当=退職日給料月額×勤続年数別支給率(月分)+調整額

## ■ 一般会計歳出決算額総額に対する人件費の割合の推移

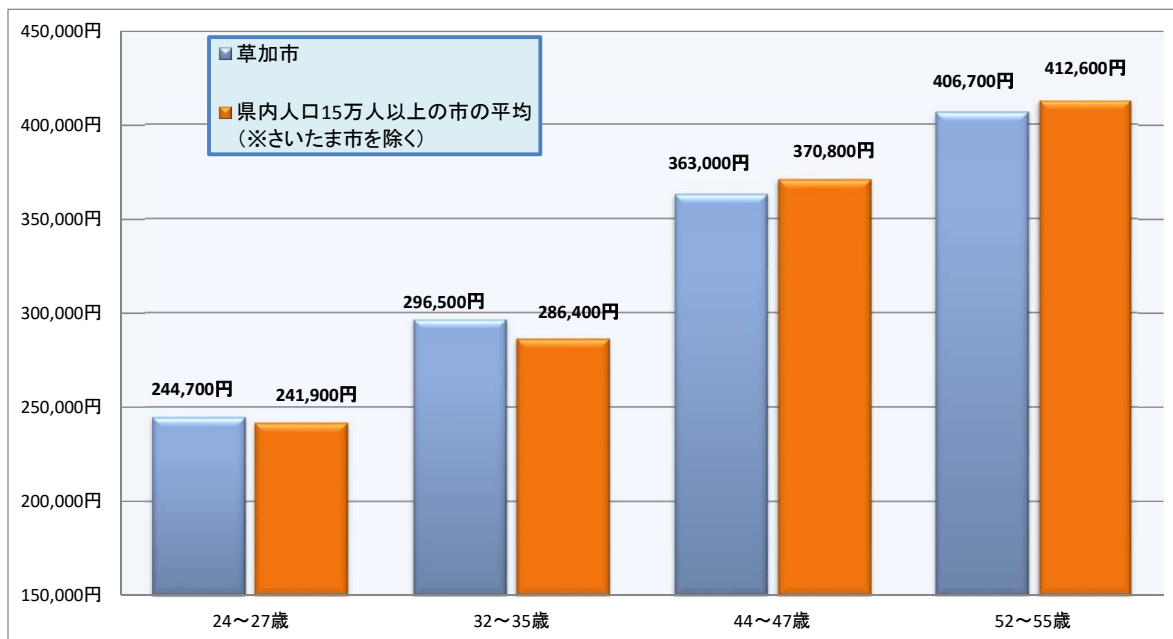
一般会計の歳出総額に占める人件費の割合を表したグラフです。行財政改革の推進等により、10年前と比較して、歳出総額に占める人件費の割合は0.4ポイント減少しています。



※額については1万円未満切り上げとしています。

※人件費には特別職（市長や市議会議員、附属機関の委員等）に支給される給与、報酬等を含みます。

## ■ 年齢別平均給料月額比較



※埼玉県市長会による「埼玉県内市職員の給料手当等調査」の金額を使用しています。年齢区分は当該調査の区分によるもので、各年代の中間層を掲載しています。

## ■部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在、単位:人)

区 分		職 員 総 数		令和7年度の職員数の増減状況	
		令和6年度	令和7年度	増減数	主な増減理由
一 般 行 政 部 門	議会	11	12	1	職員の育休の欠員による増
	総務	280	287	7	業務充実による増・業務体制の見直しによる増
	税務	88	86	△ 2	業務体制の見直しによる減
	民生	509	506	△ 3	業務体制の見直しによる減
	衛生	70	72	2	業務充実による増
	労働	2	1	△ 1	業務体制の見直しによる減
	農林水産	5	5	0	
	商工	16	16	0	
	土木	144	142	△ 2	業務体制の見直しによる減
	小計	1,125	1,127	2	
政 特 部 別 門 行	教育	149	148	△ 1	業務体制の見直しによる減
	小計	149	148	△ 1	
普通会計 計		1,274	1,275	1	
公 営 企 業 会 計 部 門	病院	541	546	5	業務充実による増
	水道	55	55	0	
	下水道	17	18	1	業務体制の見直しによる減
	その他	65	68	3	業務充実による増
	小計	678	687	9	
合 計		1,952	1,962	10	

※ 上記職員数については、草加市職員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含みます。  
また、令和7年度は、職員の退職等に伴う欠員補充、職員の育児休業・病気休職等の代替、業務の繁忙期間に限り配置する会計年度任用職員を1,271人任用しています。

## ■特別職の給料・報酬等

特別職の給料・報酬等の額は、各界代表者、学識経験者等で構成される草加市特別職報酬等審議会の意見に基づき、議会の議決を経て条例で定められています。

なお、令和7年4月1日から令和7年3月31日までの間、市長の給料は10%、支給額から減額しています。

職	区分	草加市	さいたま市を除く、 県内人口15万人以上の 市の平均
		月額	月額
市長		936,000 (104,000円減額後)	1,004,400
副市長		875,000	842,300
教育長		750,000	755,800
議長		540,000	578,400
副議長		505,000	521,500
議員		470,000	497,300

※上記以外に、一般職の期末・勤勉手当の支給割合に準じた期末手当が給料を基にして支給されています。